

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行申請について

1. 学割証とは

旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社（JR各社）の営業キロで片道100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

2. 使用目的の範囲

学割証は学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」（以下「取扱要領」といいます。）に定めるとおり、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

3. 申請の流れ・発行について

申請は、「保護者→学校→教育事務所」、学割証は「教育事務所→学校→保護者」の流れで発行されます。そのため、発行希望日より2週間前までに申請を行ってください。また、発行につきましても離島校のため、郵送等で数日要しますのでご注意ください。

4. 有効期限について

学割証の有効期限は、発行の日より3か月間です。卒業する学生・生徒に対しては、卒業式の日にかかわらず、学年の終期（学年の最後の末日）までの使用に対して発行することは可能です。ただし、一般学校用の学割証については、この場合には有効期限が3ヶ月ではなく、学年の終期までになりますので、ご注意ください。なお、学割証によって購入した割引普通乗車券を使用する場合は、身分を証明する学生証を携帯する必要があります。

5. 対象となる鉄道会社について

学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が自社の利用に関して発行しているもので、旅客鉄道株式会社（JR各社）のみが対象です。（他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。）